

ストックホルム犯罪学シンポジウムに参加して

―被虐待歴を有する非行少年の動向・取組に関する発表、少年保護施設等の見学を通じて―

半 藤 真由実
はん どう まゆみ

矯正研修所効果検証センター効果検証官

一 はじめに

令和六年六月一〇日(月)から同一二日(水)までの間、ストックホルム犯罪学シンポジウム及びストックホルム犯罪学賞授賞式に参加する機会をいただいた。本シンポジウムでは口頭発表の機会もいただき、「日本における被虐待歴を有する非行少年の動向及び少年院の教育実践について」(Trends of Traumatized Delinquents and Educational Practices by Juvenile Training School in Japan)〕

と題した発表を行った。また、Euros 少年保護施設及び自助団体KRISを訪問し施設見学の機会にも恵まれたため、併せて概要について報告したい。

なお、本稿の内容は、当職の所感である点に留意願いたい。

二 スtockホルム犯罪学シンポジウムについて

ストックホルム犯罪学シンポジウムは、スウェーデン政府を代表してスウェーデン犯罪防止国家評議会が主催

しており、今年で一八年を迎えるものである。本シンポジウムは、刑事政策の最新かつ重要な研究成果を共有すべく、約四〇の国から五〇〇名を超える研究者、政策立案者、実務家等が集まる場となっている。

今年のテーマは大きく三つであり、「犯罪対策における信頼と正当性」、「子どもによる犯罪への対応」、「現代の犯罪学」などのテーマの研究発表がなされた。

三 研究発表「日本における被虐待歴を有する非行少年の動向及び少年院の教育実践について」

シンポジウム二日目午後のセッション「子どもの犯罪防止 (Prevention for children against a life in crime)」において、表題のとおり口頭発表を行った。

非行少年における被虐待経験の多さは、先行研究でもよく取り上げられているテーマであり、また、女子少年院の職員にとっても関心の高いテーマである。そこで、冒頭で、令和五年版犯罪白書の特別調査から、小児期逆境体験 (ACEs) 経験有無の割合について、保護観察処分少年より少年院在院者の方が高いことや、男子より女子の方が高いことなどを紹介した上で、先行研究につ

いても紹介した。

また、先行研究においては、少年非行の要因として、性差や被虐待経験の関連性を調査しているものはあるものの、非行類型別の分析に焦点を当てた研究というのはまだ見られない点に着目し、本研究を実施した。データについては、少年矯正統計年報のデータ(記述的分析については二〇一五年から二〇二二年まで、カイ二乗検定については二〇二二年分)を中心に俯瞰(ふかん)しつつ、トラウマが特に女子に与える影響について考察を行った。非行類型について、本研究においては交通非行・財産非行・粗暴非行・凶悪非行・性非行・薬物非行・ぐ犯・その他の八つの類型を用いた。分析結果の概要については、以下のとおりである。

・男女ともに、ぐ犯については被虐待経験率が高い傾向にあった。



発表の様子

具体的には、男子で被虐待経験の有無×八つの非行類型で掛け合わせ、カイ二乗検定を行ったところ、統計的に有意な差が示され、残差分析の結果、ぐ犯の男子における被虐待経験の割合（六六・二％）は、男子全体の被虐待経験者の割合（三二・三％）に比べ高い傾向にあることが示された。

他方、女子で被虐待経験の有無×八つの非行類型で掛け合わせ、カイ二乗検定を行ったところ、統計的に有意な差は示されなかったが、ぐ犯の女子における被虐待経験の割合（七二・二％）は、女子全体の被虐待経験者の割合（五五・五％）に比べ高い様子がうかがえた。

・男子については、交通非行・性非行・薬物非行に関して被虐待経験率が低い傾向にあった。

具体的には、男子で被虐待経験の有無×八つの非行類型で掛け合わせ、カイ二乗検定を行ったところ、統計的に有意な差が示され、残差分析の結果、交通非行（二四・一％）、性非行（二二・五％）及び薬物非行（二五・六％）の男子における被虐待経験の割合は、男子全体の被虐待経験者の割合（三二・三％）に比べ低い傾向にあることが示された。

ただし、男子の非行類型別の被虐待経験の有無の構成比には有意差が示された（ $p < .001$ ）ものの、効果量は小程度であった（クラメールの連関係数 $< .15$ ）ことや、女子の分析については調査対象者が少ない点（男子三七一四名、女子四三四名であったところ、女子について非行名別で見た場合に、例えば性非行は一桁となっている。）については、本分析の結果を解釈する際に留意する必要がある。

また、日本の少年院処遇・教育における実践や、特に女子に特化した教育内容についても紹介を行った。具体的には、女子少年院の在院者の特性に配慮したプログラムの概要（基本プログラム・アサーション及びマインドフルネス、特別プログラム・自傷、摂食障害、性）について紹介したほか、女子少年院における「性に関するプログラム」においてトラウマインフォームドケアを取り入れている点、女子少年院を中心に、傷付き体験やトラウマとの向き合い方などについての在院者向け講話、トラウマを抱える在院者への適切な処遇の在り方に関する職員研修の実施などについて紹介した。^③

今後の課題としては、少年院における被虐待経験者の多さに着目しつつ、女子だけに限らず男子にも必要な手

当てを検討していくとともに、職員研修をより充実化し、チームとしてトラウマインフォームドケアの視点を得ながら処遇・教育に当たることが重要であることを説明した。

他の発表については、米国矯正施設におけるボディカメラ着用についての検証、英国における矯正職員育成、刑務所での音楽プログラムの実践、米国でのスカンジナビア式矯正施設の運営評価、女子受刑者出所時のスクリーニングや介入といった発表がなされており、いずれも興味深い内容であった。

四 オープニング・ディスカッション（政策への研究者からの助言）

後述する二〇二三年度ストックホルム犯罪学賞受賞者である、アメリカの Gary LaFree 氏及びアメリカの Tom R. Tyler 氏の内容を踏まえたディスカッションが行われた。

・話題提供者

Björn Borschos 氏（スウェーデン犯罪防止国家評議会、スウェーデン）、Gunnar Strömmer 氏（法務大臣、スウェー

デン）、Gary LaFree 氏（メリーランド大学、米国）、Tom R. Tyler 氏（イェール大学、米国）

・議長

Lisa Kirsbaum 氏（科学ジャーナリスト、モデレーター、スウェーデン）

・概要

昨年度受賞者の研究概要としては、警察が、法を犯した市民に対しても、正しく敬意を払い、かつ偏見なく市民と接していくという原則を適用すれば、個人レベルでも社会レベルでも犯罪の減少につながるといった内容であった。本内容について議論が交わされ、犯罪抑止のために技術的な手法（監視カメラ等の増設など）を取ることもできるが、政策としては高額となり長期的なストラテジーとしては難しいことから、市民との信頼を築いていくことが重要であ



オープニングディスカッションの様子

ることなどが取り上げられた。また、昨今のテロリズムの問題についても触れつつ、様々な集団がいると摩擦が起き、あつれきを生むことがあるため、政策決定においては市民から信頼を得るものであったとしても望ましい結果につながるとは限らないといった難しさについても触れつつ、多様な価値観を尊重し、市民へ敬意を持って接することの重要性が改めて指摘された。

・ 昨年度同受賞者の経歴概要について

【Gary LaFree氏】

メリーランド大学の犯罪学・犯罪司法教授である。「正当性の喪失…アメリカの街頭犯罪と社会と制度の衰退」(一九九八)の著者でもあり、テロ及びテロ対応研究コンソーシアム(START)の創設者である。特に、マクロレベルの分野において、またイデオロギーの側面から、犯罪学に多大なる貢献をした人物である。

【Tom R. Tyler氏】

イェール大学の法学・心理学教授である。「なぜ人々が法律に従うのか」(一九九〇)や(Yuen J. Ho氏との共著)「法律の信頼性…警察及び裁判所との協力の奨励」(二〇〇二)の著者であり、特にミクロレベルの分野において、

犯罪学に多大なる貢献をした人物である。

五 国家施設上 (Statens Institutions Styrelse: SIS) が運営する Eknäs 少年保護施設への訪問

Eknäs 少年保護施設は、S i s (Statens Institutions Styrelse: 国家施設庁)の運営する少年保護施設であり、首都ストックホルムからは一時間以上車での移動を要し、自然豊かな郊外に位置している。同施設は、薬物乱用や反社会的行動、犯罪などを理由に「保護措置」を執られた者を収容する施設である。

スウェーデン国内には約二〇の少年保護施設があるが、それぞれ収容する対象者が異なっている。Eknäs 少年保護施設では男子で一五歳以下の者を対象(訪問当時最年少の少年は一二歳で、誕生日を迎えた一六歳の者もいる。)としており、基本的には義務教育段階の男子が対象となっている。敷地内には四つのユニットがあり、収容期間は約二か月間となっている。退所後は、就労する者が多いが、数として少ないものの大学進学する者もいる。日課としては、起床・朝食・学校・ユニット内での活動・就寝といった流れになっている。学校は、敷地内

に併設されており、定員上教師一人当たり最大で二五名の生徒を受け持つようにしているとのことであるが、ユニットごとの寮担当職員とは別に、教科別の教員についても多く配置するなど手厚い体制が取られている。食事は中央管理棟にて準備し、各ユニットへと配食するほか、各ユニットにはキッチンや調理道具が備え付けられており、自分たちでおやつなどを作ることにも可能である。外部交通は、手紙や面会等のほか、iPadが各ユニットに1〜2つ整備されており、スカイプなどのアプリケーシオンなどを活用して家族等と話ができるようになってきている。

六 刑事施設出所者等の自助団体ストックホルム・KRIS（クリス）への訪問

ストックホルム・KRISはウルドゥ御夫妻（*Uldu Gernay Woldu, Ms. Sara Woldu*）が運営しており、主に夫のウルドゥ氏が概要説明について対応された。

KRISとは、自助グループ組織であり、ヤング・KRISとKRISの二種類がある。前者は主に若者を対象とした予防教育的な位置付けであるが、後者は依存症

者や刑事施設等出所者などが所属することが多い。KRISはスウェーデン国内に九支部あるところ、今回訪問したのはストックホルム・KRISである。ストックホルム・KRISには三〇〇名以上の者が所属しており、そのうち主となって運営しているのは一〇〜一五名程度である。それぞれの抱える問題等に応じたグループワークの実施のほか、社会復帰のための就労支援を行っている。

月曜は新規訪問者を対象とした「KRISの伝統」について、火曜は感情に関する基礎的なワーク、水曜は暴力・経済・性など問題性に応じたグループワーク、木曜はアデイクシオンについての教育、金曜はアデイクション・犯罪性・暴力などの問題性に応じたグループワークを他のメンバーで実施しているほか、週末にはバーベキューなどの活動を実施している。

グループワークでは、正直に話せることを大切にしていく。プログラム内容としては、一二ステップ（依存症回復の指針となる生き方のプログラム）やグリーフケア・プログラム（「喪失」を体験した人の悲しみや痛みに寄り添い、立ち直り、自立できるようにするためのプログラム）、

犯罪者の立ち直りのためのプログラム（ライフスタイルを変えるためのプログラム）を実施している。

社会復帰・就労支援については、就職先の斡旋^{あつせん}も行うものの、KRISに所属する者はそもそも就労経験がないために就労が難しいというケースも珍しくないのとこのことであった。そこで、KRISで就労経験を積んだ上で、他の職場での就労につなげるなどの取組がなされている。実際のメンバーの一例としては、ハーフウェイ・ハウスに所属しながらも毎日通勤し、朝八時から夕方四時までストックホルム・KRISにおいて事務や清掃等の勤務をしているとのことであった。なお、給料のうち、二割はKRISから支給し、残りの八割は政府から給付されるなど、国としての保障が手厚い様子もうかがえた。また、KRIS職員が実際に拘留所や刑務所に出向き、出所予定者に対して円滑な社会復帰のために銀行口座開設の手助けなどを行っているほか、KRIS発行の雑誌を設置するなどして広報活動を行っている。

七 おわりに

ストックホルム犯罪学シンポジウムは、世界各国からの学者・実践家が集まっておりその最新の知見が共有できる場であることに加え、過去には統制理論などで知られるTravis Hirschi氏（二〇一六年の受賞者）やライフ・コース理論で知られるJohn H. Laub氏・Robert J. Sampson氏（二〇一一年の受賞者）などがストックホルム犯罪学賞の受賞者であり、さらには犯罪学分野で有名な方々をゲストスピーカーとして招へいするなどして集客にも成功しており、発表内容も一定の質が担保されているように感じた。一方で、アジアの国・地域からの参加者については、当職が確認できた限りにおいては、日本、中国、韓国、香港のみであり、比較的少ない印象を受けた。日本の矯正分野のプレゼンス向上や対外発信のほか、他国の学者・実践家とのネットワーク作りや、各国の最新の知見を得られる場であることから、今後も継続的に矯正関係者の参加がかなうと非常に良い機会になるのではないかと感じた。また、スウェーデン国内の情勢としては、当職滞在中にも近隣の駅で銃撃事件が発生するなど、治安の悪化が問題となっているようであった。少年刑務所の創設など、若年の者に対する刑罰の在り方

についてもまさに議論となっているようであり、今後のスウェーデンにおける少年司法の動向等についても注目したいと感じた。

(1) 例えば、牛島織恵・坂井智美「女子少年院在院者を対象とした「性に関するプログラム」の改訂について」刑政一三四巻第四号（二〇二三）九四―一〇一、羽間京子「少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について」刑政第一二八巻第四号（二〇一七）一四―二三、藤原尚子「女子少年院における被虐待経験を考慮に入れた処遇の現状と課題」トラウマインフォームドアプローチの実現に向けて」刑政第一三〇巻第一一号（二〇二〇）三三―四〇などを紹介した。

(2) 効果量については、クラメールの連関係数（CramerのV）を用いた。効果量の目安としては、水本篤・竹内理「研究論文における効果量の報告のために―基礎的概念と注意点―」（二〇〇八）関西英語教育学会紀要「英語教育研究」研究三一巻五七―六六に基づき、小・中・大（クラメールの連関係数 $V \approx 1.0, 3.0, 6.0$ ）という水準を参考とした。

(3) 例えば、令和三年再犯防止推進白書「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」一五〇頁を参考にした。